

第1回「新型コロナウイルス感染症対応から学ぶ看護マネジメント研修」開催

厚生労働省の特別事業を日本看護管理学会が受託

2021年8月28日(土)に、厚生労働省医政局看護課令和3年度看護職員確保対策特別事業として「新型コロナウイルス感染症対応から学ぶ看護マネジメント研修」の第1回が開催された。この研修は日本看護管理学会が受託し、パシフィコ横浜ノースでの開催をオンラインで同時中継するハイブリッド形式での実施となった。本稿ではこの模様を報告する。

(本誌編集室)

厚生労働省は、令和2年度厚生労働行政推進調査事業費補助金厚生労働科学特別研究事業「新型コロナウイルス感染症に対応する看護職員の確保及び最適なマネジメント検討に向けた実態調査研究」から得られた研究成果を、看護管理者が臨床現場で活用できるよう10+2のポイントに整理して公表している(表)。「新型コロナウイルス感染症対応から学ぶ看護マネジメント研修」(以下、本研修)は全3回予定で、このポイントを看護管理者に分かりやすく伝えることを目的としている。

第1回の研修から

第1回の研修は、前述の特別研究事業の主任研究者である東京大学大学院の武村雪絵氏が講師を務め、「実態調査から見た新興感染症対応に必要な看護管理の基本姿勢」のテーマで講演を行った。

同特別研究事業で武村氏は、2020年の新型コロナウイルス感染症の流行初期の段階で感染患者を受け入れた病院や、クラスター感染が発生した病院および障害者施設において、看護管理者や施設管理者が看護職員をどのようにして確保・配置し、職員に対してどのような支援を提供しながら組織を運営したかについて、半構造化面接による質的研究を基

盤にした「複数事例研究」によって明らかにした。

研修前半では、予防法・治療法が未確立な時期に新興感染症患者に対応する必要性が生じたとき、看護管理者が看護組織をマネジメントする一連のプロセスに焦点を当てた研究の概要を解説。後半では今後、未知の感染症への対応が必要となったときの看護組織運営の道しるべとなるよう整理したポイントについて、①新興感染症対応に必要な看護管理の基本姿勢(2つのポイント)、②感染者受け入れ時・クラスター発生時の重要な看護管理実践(6つのポイント)、③将来の新興感染症に備える看護管理(2つのポイント)、以上3つのフェーズに基づき解説した。

武村氏は研究成果について、「文脈によらず多くの組織に適用できる実践知であり、マネジメントの結果に違いをもたらす重要な要因である可能性がある」と述べ、コロナ禍におけるマネジメントの未経験者、経験者の双方にこの活用を呼びかけた。

研修の収録動画を公開予定

第1回研修の収録動画は、日本看護管理学会のウェブサイト上で公開されており、<https://vimeo.com/604696156/9933f2b7b4>から視聴可能(約60分)。また、11月6日(土)、11月27日(土)にもオンライン研修が企画されており、第1回同様に収録動画を公開予定。

表 「新型コロナウイルス感染症対応から学ぶ看護マネジメント」 10のポイントと+αポイント

【新興感染症対応に必要な看護管理の基本姿勢 2つのポイント】

- ①非常時であることを宣言し、組織が一丸となって取り組む体制をつくる
- ②組織として職員を守るという明確なメッセージをすべての職員とその家族に伝える

【感染者受け入れ時・クラスター発生時の重要な看護管理実践 6つのポイント】

- ①感染者に対応する看護職員の選定方針を説明し、心・技・体が整う看護職員を確認しながら再配置を進める
- ②感染対策を含むさまざまな人的・物的支援を職員に届ける
- ③看護職員が担うべき業務に集中するために組織内の利用可能性のある資源を探し出す
- ④最新の情報や院内の情報を速やかに職員に届ける仕組みをつくる
- ⑤組織内の差別的発言・温度差や周囲の風評被害により職員が傷つけられることを防ぐ
- ⑥看護管理者は正解がわからない状況でも前に進むために選択し説明すること続ける
 - ・自らの心身の健康を保つために、組織内外に支援を求め、看護管理者自身も休養をとる(+αポイント)

【将来の新興感染症に備える看護管理 2つのポイント】

- ①災害の一つとして新興感染症対応の準備をする
- ②地域の医療施設・福祉施設間で相互に協力し合える関係をつくる
 - ・非常時に看護体制を構築できる人材として看護管理経験者を活かす仕組みをつくる(+αポイント)